法人会 消費税期限内納付 推進運動

税経情報

法人会
会員募集中

令和３年(2021)
1月号 第143号

発行人 会 長 中島美三郎
編 集 広報委員長 岡 﨑 勲

公益社団法人 越谷法人会
埼玉県越谷市南越谷1-2934-2
電 話 (048)989-4488番 FAX (048)989-4489番

吉川市立吉川中学校（吉川市役所提供）

吉川中学校は美南地区の開発に伴う人口増加に対応するため、39年ぶりとなる市内で４校目の中学校として令和２年４月に開校し「近隣の学校と連携し、地域社会に寄り添う中学校」を軸とした６つのコンセプトを揚げ建設されました。

校舎は地域の防災拠点としての機能も備えており、家庭科を行う調理室と、トラックから給食を受け取る配膳室を隣に配置し、災害時に炊き出しをする際の動線にも配慮しています。

もくじ

会員寄稿「橋とともに守る伝統の味」
・県税からのお知らせ…2～3
新年のご挨拶……4～6
税務署だより……7～10
税を考える週間
「税についての作文」入選作品……11～12
公益社団法人越谷法人会
事業活動報告……13
令和2年度納税表彰・税を考える週間
「納税表彰受彰者への表彰状贈呈式」……15

自主点検チェックシートを活用しよう！

会員寄稿

吉川支部役員
有限会社 福寿家
代表取締役 小林 政夫

「橋とともに守る伝統の味」

吉川は中川と江戸川にはさまれた町。中川と元荒川の合流する所に、私ども福寿家はあります。

江戸末期天保八年、料理茶屋として創業。私で七代目になります。江戸時代に新田開発が進められ、豊かな水田地帯となりました。各所に流れる用水路や小川にはさまざまな生き物が暮らし、中でも「なまず」はいたる所で見る事ができました。鯉、なまず、鰻、どじょうと川魚料理を中心として商っていました。

「吉川に来て、なまず、鰻喰わずなかれ」との名声もあがり近年では市が「なまずの里よしかわ」の魅力をPRしていただいております。ありがたい事です。

現在八代目となる息子も老舗料亭「東京吉兆」での修業を積み、福寿家の調理場で腕を振るっています。川魚料理に限らず日本料理、料亭文化を守り伝えようと努力をしております。

福寿家は七年前に数寄屋造りの店を新築いたしました。三階の部屋から眺める中川、百畳敷きの大広間、百五十人収容の洋間、茶室、庭の見えるレストラン、カウンター席。是非一度お越し下さいませ。

舟運で栄えた吉川。目の前を流れる中川は「海の潮の満ち引きを利用して、引き潮に乗って江戸へ、上げ潮に乗って吉川へ」大きな舟が竿一本でのぼり下りができたので栄えたのではないでしょうか。河岸には舟着き場、倉庫がつらなり大そうな賑いでした。それに伴い料理屋も多く出来たのではと思います。

一口に「越谷の着道楽　吉川の喰い道楽」と昔から言われておりました。

店のすぐ北側には「籠場の渡し」がありました。名のいわれは徳川家康が当地におもむかれた折、籠に乗ったまま渡しに乗ったといわれ、ついた名前が「籠場の渡し」着いた所が権見堤と言われておりました。

現在中川にかかる吉川橋の工事が進められております。初代の橋は明治八年松伏領赤岩の出身で平沼に住む豪商徳江忠次郎が私財を投げ建設したもので、橋の名を「徳江橋」とつけられました。二代目の橋は大正六年土橋に架け替えられ、藁縄を積んだトラックが頻繁に通行するようになりました。三代目の橋は昭和八年にコンクリートの橋になりました。名称も吉川橋へと変更されましたが、今でも徳江橋と呼ぶ人がいて「福寿家の　表二階の障子をあけりゃ　見れば中川徳江橋」と祭りの甚句にも唄われております。

時は移り四代目の橋は片側二車線、三・五メートルの歩道がつく立派なものです。寿命も百五十年はもつであろうと言われております。吉川市の表玄関といわれる吉川橋がその名にふさわしい歴史と文化が感じ取れる外観にしたい。そこで「美しい吉川橋を実現する会」を設立し、協力をいただいた方々、企業の皆様に、ご寄付をしていただき、埼玉県にお送りし、ぜひ美しい橋をと懇願しました。ご協力頂いた皆様に感謝申し上げます。子々孫々にまで誇れる橋になればと願っております。

代々続いた料理屋ののれんを中川、吉川橋と共に守っていきたいと思っております。

県税からのお知らせ

給与支払報告書・源泉徴収票の提出は「eLTAX（エルタックス）」で!!

給与等の支払をする事業者の方は、受給者の方がお住まいの市区町村に支払報告書を提出するほか、記載内容がほぼ同一の源泉徴収票を事業者の方の所轄税務署にも提出する必要があります。「eLTAX（エルタックス）」を利用すれば、市区町村に提出する給与等の支払報告書の電子申告用のデータを作成する際、税務署に提出が必要な源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータも同時に作成し、一括して「eLTAX（エルタックス）」で一元的に送信することができます。

また、地方税共通納税システムを使えば、地方税の納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、オフィスや自宅に居ながらにして、パソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができます。すべての地方公共団体に対して電子納税ができ、複数の地方公共団体に対して一度の操作で電子納税が可能です。

ますます便利になったシステム「eLTAX」を是非ご利用ください。利用開始手続きなど詳しくは、eLTAX ホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/）をご覧ください。

お問合せ：県税務課（TEL：048・830・2651）

国税電子申告・納税システム
e-Tax
「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。
電子申告で効率UP!
納税にはダイレクト納付が便利です！
e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。
e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！
添付書類の提出省略
還付がスピーディー
法人会
法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。
ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。
イータックス　検索

賀正

新年のご挨拶

会　長
中島　美三郎

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、お健やかに新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

平素は、越谷法人会の諸事業に対し税務当局をはじめ、関係諸団体、金融機関、会員、役員の皆様には多大なるご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和二年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、法人会の様々な事業が中止に追い込まれ、当初の計画通りの事業展開が図れておりません。

越谷法人会では、税の普及、納税意識の高揚など「税」を中心とした公益的な事業を幅広く展開してまいりましたが、本年度は、青年部が例年「租税教育」事業の一環として開催している租税教室（授業）、および女性部会が例年開催している「税に関する絵はがきコンクール」事業の開催を中止させていただきました。

我々法人会員は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。税制改正に関する提言活動、租税教育等の啓発活動、そして基本事業であります税務研修会、企業経営に資する研修会の開催などの活動を、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底した上で展開していく所存でございます。

特に、本年度も、当会の重要課題であります会員増強運動につきましては、コロナ禍の中、金融機関の皆様の働きかけと提携生損保の皆様のご尽力ご支援を戴きましたことに対し改めまして厚く御礼申し上げます。

法人会では、今後もコロナ禍の状況を見極めつつ会員の皆様のニーズをとらえ、組織の充実と財政基盤を強化し、参加しやすく魅力ある法人会にしていきたいと考えております。引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、税務当局をはじめ、会員企業と関係者各位、そして地域の皆様のご健康とご繁栄を祈念いたしまして年頭のご挨拶といたします。

年頭のご挨拶

越谷税務署長
広瀬　隆

令和３年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人越谷法人会におかれましては、「良き経営者を目指すものの団体」として、正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図るため、各種研修会等を開催され、さらに、地域社会の健全な発展のため、社会貢献活動にも積極的に取り組んでおられるなど、その幅広い事業活動の展開に対し、心から敬意を表する次第であります。また、中島会長をはじめ、役員・会員の皆様方には活発な法人会活動を通じ、税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ところで、間もなく令和２年分の所得税・消費税・贈与税の確定申告の時期となりますが、本年は、納税者サービスの向上、更には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び確定申告会場の混雑緩和を図るといった観点から、引き続き、自宅等からのe-Tax、スマホ申告を利用していただけるよう、その周知や利用勧奨を積極的に取り組むこととしておりますので、引き続き、ご支援とご協力をいただきますようお願いいたします。

また、経済社会の急速な変化に的確に対応できるよう、ＩＣＴの活用による「納税者の利便性の向上」を柱とした「スマート税務行政」への進化に取り組んでおり、税務相談の新しいチャンネルとして、国税庁のホームページにおける「チャットボット」の運用もその一つであります。

さらなるデジタル化を推進することは、「人と人との距離の確保」、ウィズコロナ時代の「新たな日常」の実現にもつながることから、法人会会員の皆様には、税務当局のこうした取組についてご理解いただき、引き続き、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人越谷法人会の益々のご発展と会員各位のご健勝並びに関係企業のご繁栄を心から祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

関東信越税理士会
越谷支部長
爲我井　賢司

国税の新型コロナウイルス感染防止への対応

令和3年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。公益社団法人越谷法人会におかれましては、中島会長をはじめ、役員・会員の皆様方による正しい税知識の普及活動や納税意識の高揚を図るための各種研修会開催等の活動に対しまして心からの敬意を表するとともに、日頃の税理士会越谷支部活動への多大なるご理解とご協力に対し、心より感謝申し上げます。

さて国税庁では、昨今の新型コロナウイルス感染症（以下　コロナ感染症）の拡大に鑑み、コロナ感染症の影響で期限内に申告することや納税が困難になった方々に対し、申告期限や納期限の延長、そして納税の猶予制度を案内するなどの対応を行っています。これらの中で企業経営に関係すると思われる対応について主なものを抜粋し紹介させていただきます。（令和2年10月1日現在）

1．法人税・消費税の申告納付期限および源泉所得税納付期限の延長

コロナ感染症の影響により期限までに申告等ができないやむを得ない理由がある場合、その理由が止んだ後に提出する申告書に「**新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請**」と記載することにより期限の個別延長が認められます。このやむを得ない理由について下記のような事情が該当するとされています。

①体調不良により外出を控えている方がいること
②平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
③感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務をしている方がいること
④感染拡大のため外出を控えている方がいること
⑤税務代理を行う税理士（事務所の職員を含む）が感染したこと
⑥法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しておりビザが発給されない又はその恐れがあるなど入出国に制限等があること
⑦経理担当部署の社員が感染した。又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと
⑧学校の臨時休業の影響や感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること
⑨緊急事態宣言があったことを踏まえ各都道府県内外からの移動を自粛しているため税理士が関与先を訪問できない状況にあること
⑩定時総会の開催時期を遅らせるなどして感染症拡大防止のため多数の株主を招集させないような緊急措置を講じたこと

このような理由以外であっても、コロナ感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には個別に申告・納付期限の延長が認められます。

ただし、状況が改善し申告ができるようになったときの申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となるので、この日に納税ができない場合は、次の2の納税猶予制度の申請手続きが必要になることにご留意下さい。

2．国税の納税の猶予制度

国税の納税猶予制度は期限内の納税が難しい場合に、申請により税務署長の承認を受けて期限後に（必要に応じ分割して）納税ができるようになる制度です。

猶予を受けるためには一定の条件を満たす必要がありますが、猶予期間中（原則1年間）は延滞税が軽減されます。（通常：8.9％→猶予期間中1.6％／年）

猶予額の計算に当たっては当面の資金繰りに必要な運転資金として1か月以内に支出が予定されている金額が事業継続に必要な資金として認められます。

さらに特例猶予制度としてコロナ感染症や感染拡大防止措置の影響により収入に相当の減少があったなど一定の条件を満たす場合に、延滞税なしで猶予を受けられる制度があります。この特例猶予制度では要件の判定に当たって、事業継続のために少なくとも

6か月間に支出が予定されている費用や臨時支出が必要な運転資金として考慮されることになっています。詳しくは国税局猶予相談センターまでご相談ください。

3．その他の法人税に関する取扱い（抜粋）

①企業が生活困窮者に自社製品を提供した場合の取扱い

コロナ感染症に関する対応として、不特定又は生活困窮者等を救援するため緊急かつ感染症が終息するまでの間に自社製品、他から購入した物品やサービスの提供を行った場合に、それに要した費用の額を提供時の寄付金以外の損金に算入することができます。

②企業がマスクを取引先に無償提供した場合の取扱い

コロナ感染症対策としてマスク等の無償提供が緊急かつ感染の流行が終息するまでの間に限って行われ、提供先がマスクの不足により業務に影響が生じている場合や今後生じるおそれがある場合、この費用を寄付金以外の損金に算入することができます。

③賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合

賃借人においてコロナ感染症に関連し収入が減少し事業継続が困難となったり、そのおそれが明かである場合、オーナーが減額した家賃や免除した未収家賃は寄付金と取り扱われません。

④業績が悪化した場合に行う役員給与の減額

コロナ感染症の影響で業績が悪化し、役員給与を減額した場合、業績悪化改定事由（法人税法34条1項1号、法人税法施行令69条1項1号ハ）による改定に該当し、改訂後に定額で支給する役員給与は定期同額給与に該当し損金算入することになります。

⑤定時株主総会の延期に伴う定期同額給与の通常改定時期

コロナ感染症の影響で定時株主総会の開催日が遅れ、その影響で定期同額給与を決定する取締役会等の開催等が遅れた場合には、自己都合によらない「特別の事情があると認められる場合」の定期同額給与の改定の時期の要件に該当し、その後、定額で支払った役員給与は損金算入することができます。

以上、コロナ感染対策としての国税の対応の一部を紹介させていただきましたが、具体的に適用される場合には、納税について誠実な意思を有することや、猶予を受けようとする国税以外の滞納がないことなど、様々な要件が必要となることがありますので、顧問税理士や税務署にご確認のうえでの適用をお願い申し上げます。

末筆になりますが、コロナ感染症拡大に伴い、感染の影響を受けた会員の皆様に心からのお見舞いを申し上げ、一刻も早い事態の収束を願うとともに、越谷法人会の会員皆様にとって、令和3年が穏やかに良い年となりますことを祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

スマホ×確定申告　－ネクストステージ－

進化するスマート申告！
～5つのステップで手続完結！～

STEP 1 国税庁HPへアクセス ▶ STEP 2 提出方法を選択 ▶ STEP 3 金額などを入力 ▶ STEP 4 e-Taxで送信 ▶ STEP 5 申告書データを保存

STEP 1　国税庁ホームページへアクセス

iPhoneの方

Android™の方

インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。

▶

国税庁ホームページにアクセスし、「作成開始」をタップしてください。

▶

収入や控除の質問に順番にお答えください。(iPhoneの方は手順が一部異なります。)

STEP 2　提出方法を選択

提出方法の選択

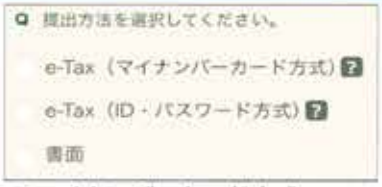

○マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお持ちの方(一部の端末のみ)

対応端末の一覧はこちら→

○ID・パスワード方式

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方（全ての端末）

※　マイナンバーカードや完了通知をお持ちでない方は、裏面下のカードの取得方法又は完了通知の発行をご確認ください。

▶ マイナンバーカード方式

画面の案内に従って、「マイナポータルAP」をインストールしてください。

▶

マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

▶ ID・パスワード方式

ID（利用者識別番号）

1234567812345678

パスワード（暗証番号）

a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

STEP 3　金額などを入力

収入の入力

給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

控除の入力

医療費や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。(※)

氏名等の入力

氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。

※　提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

※　マイナンバーカードを使ってマイナポータルから生命保険料控除証明書などの情報を取得することで、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

STEP 4　送信

e-Taxで送信してください。

STEP 5　申告書データを保存

印刷画面まで進んだら申告「帳票表示・印刷」をタップしてください。

※　申告内容によって表示画面は異なります。

iPhone

申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイルに保存」を選択してデータを保存してください。

保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。

Android

申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。

保存したデータは「Chrome」から後で確認できます。

※　提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

マイナンバーカードの取得方法について

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

スマホによる申請はこちらから→
マイナンバーカード　取得方法

ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※　ご利用には別途通信料がかかります。
※　このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。（一部、令和元年分の画面を使用しています。）
※　ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

・　iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
・　Android、Chrome 、Chromeの名称及びロゴは、Google LLC の商標または登録商標です。

国税庁　法人番号7000012050002　R2.9

チャットボットによる税務相談が始まります。

年末調整のご相談は 令和 2 年10月28日から

所得税の確定申告のご相談は 令和 3 年 1 月中旬から

税務職員ふたば

税に関する疑問は、

AIチャットボットの

ふたば に

ご相談ください。

24時間いつでもご利用いただけます。

※メンテナンス時間を除きます。

AIチャットボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、
質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、
AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。

チャットボットは、国税庁ホームページでご利用いただけます。

国税庁　ふたば

国税庁　法人番号7000012050002

スマホでのご利用はこちらから！

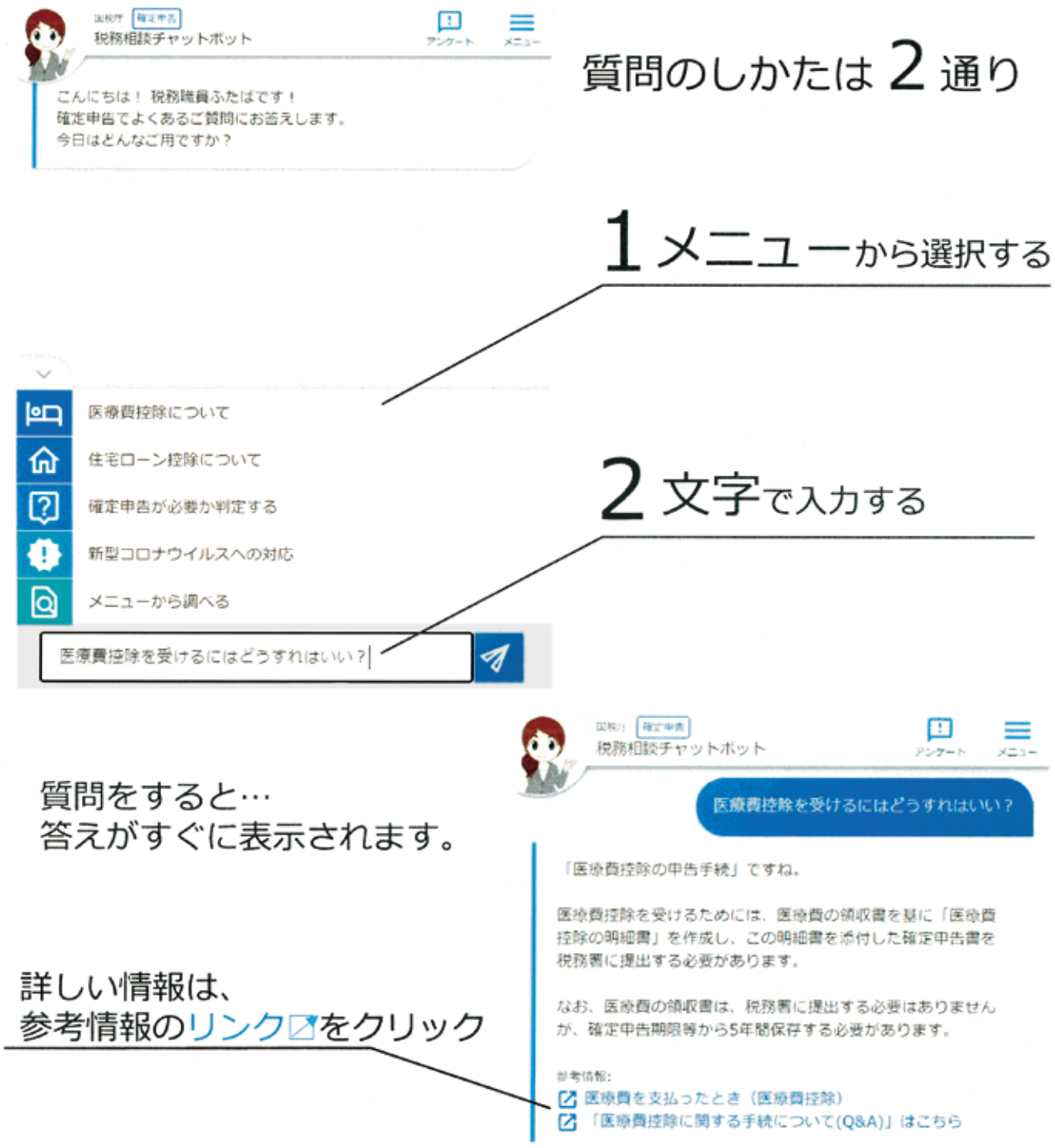

・チャットボットは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp)でご利用いただけます。
・画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
・令和２年10月28日から同年12月28日まで年末調整に関するご相談に、令和３年１月中旬から所得税の確定申告に関するご相談に対応する予定です。
・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

税を考える週間「税についての作文」入選作品

「公益社団法人越谷法人会長賞」に選ばれた四作品を紹介します。

「税について理解を深める」

越谷市立大袋中学校　三年三組　正木　美鈴

「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」日本国憲法第三十条に規定されている。税金を支払うことは国民の義務であり、一人一人の支払った税金が国を動かし支える原動力となる。

二〇〇五年に自分が産まれ、そこから十四年間あたり前のように八％の税金を支払っていたため、身近に感じていた。しかし二〇十九年十月から八％の税金が十％になり、消費税がなかったらとと自分勝手な考えをして意識するようになっていた。

税金がない生活を思い浮かべると、負担がものすごいことがわかる。全て自己負担になり、普段あたり前のように出来てたことが、できない世の中になってしまう。この時私はあらためて税はこの世で必要不可欠だと思った。

税を法律上国民の義務として納めることを「納税」という。何故納税の義務が憲法に定められているのか。それは国を支える税は国民が負担してるが、税を納めない人が出てくると公平性に欠けるため、強制力が必要になり、憲法で納税の義務を制定した。その中でテレビであげられる一つとして「滞納者。」差し押さえられてまでも税金を納めないのはなぜか。それは税金について知らず、自分のお金が持っていかれる、という見方をしているからではないかと思う。この考えはデンマークの税金と国民がきっかけだった。

デンマークは「高福祉・高負担」で「国民の幸福度ランキング」世界一位で有名だった。高負担であるにも関わらず国民が幸福だと感じているのは、国民が税の仕組みや使い道をよく知り、恩恵を享受し、実感できてるからだと思う。デンマークの人々は「税金が高い事を不満に思わないのは何故か」という問いに対して「きちんと高福祉を実感して満足しているから」と応えていた。税金が高くても自分達にはどのようなメリットがあるかをきちんと理解してるため、国民は何の不満もなく税金を納め、幸せだと感じている。

あたり前のように日々安心して生活できる環境を作ってくれてるのが税金だと二人一人が理解をより深めればデンマークのような幸福度の高い国に近づく一歩だと思う。

生まれてから今まで、税金の恩恵を全く受けず、そしてこれからも税金に支えられることなく生活する人は一人もいない。私たちの暮らしを作り、支えてくれる税金を身近に感じるために「よく分からないから」とさけるのではなく、誰もが関心を持って自分からよく知ることがまず大切だと思う。

今はあたり前のように税をはらい、それが日課になっている。納税についてあまり意識のない私も、将来は就職して、自分でお金をかせぎと納税者になるため、今は支えられているが、いずれは自分が誰かを支えたい。この言葉「一人はみんなのために、みんなは一人のために」を忘れずに生きて貢献したい。

「身近にあった「税金」について」

八潮市立八潮中学校　一年四組　森　由羽

私は税についてはあまりよく知りません。イメージとしては百円ショップに行っても百十円になってしまうなど暗算が苦手な私にはとても苦手な印象しかありません。まずはインターネットで「税金」と調べると「国民の三大義務」である「教育の義務」「勤労の義務」「納税の義務」の中の一つと出ました。税金を納めるということは法律で決まっていて、決まっている金額を払わないと犯罪になってしまうことを知りました。法律で定めて集めている税金は何に使われているかさらに調べると、「教育の義務」である公立の小・中学校の教科書や教室にあるパソコン、実験器具や体育用具などに税金が使われていることや、生活の役に立つように宇宙開発や科学技術の研究、都道府県や市区町村が行う公的サービスである消防署や警察署の活動、家庭や会社などから出るゴミの回収と処理にいたるまで税金でまかなっていました。私もトレーニングで市役所のプールを利用したり、バレーボールで市区町村の運営の体育館を使ったり身近なところでかなりお世話になっていたことには少し驚きました。小学校六年生の時に埼玉県のＪＯＣに私のチームのキャプテンが選出されたことがあります。そこでは中学校の優秀な人と一緒にＪＯＣ会長の話や技術指導の講義を聞いたり、未来のオリンピック選手候補の人たちと一緒に練習したりしたそうです。埼玉県では未来のオリンピック選手を多く排出できるように施設やスタッフにお金をかけていて、私たちの将来に大きな夢や希望を持ってバレーボールをしてほしいと言っていたそうです。この話を聞いてとても勉強になりました。こういった活動にも税金が使われていることを知りました。この税金は全て「勤労の義務」によって、お父さんやお母さんが働いている会社が支払うお給料の中から、税金を差し引いて、まとめて国や都道府県や市区町村に納めます。つまり、「国民の三大義務」の「納税の義務」は他の2つの義務のためにとても重要であることがわかりました。私は税金について調べるまで自分の生活や将来のために行っている勉強、バレーボールがお父さんやお母さんが払っている税金で成り立っている事を勉強し、とても感謝しています。私はまだ中学生で社会や税金について勉強不足ですが、これからもみんなで納めた税金のお世話になっていくことになります。大人になって今度は自分が税金を払って行くことになります。これからもこの良い仕組みがつながって次の世代にも同じような経験を得られるように、感謝の気持ちを持って納めていきたいと思います。

「税金について」

三郷市立前川中学校　一年四組　鈴木　虹湖

税金とは、国や町が使うお金（財源）です。税金はわたしたちの暮らしをささえるためにいろいろなことに使われています。

たとえば、「消防・警察」「医療・介護」などの公共サービスには税金が多く使われています。ほかにもみなさんの生活に身近なことに税金が使われています。もしも税金がなければどうなるでしょうか？警察のパトロールやゴミ収集などが有料になったりするかもしれません。安心してくらせる社会を作っていくために税金は大切なものなのです。

そして、税金をおさめることは憲法で定められた義務です。税金の中でも身近なものの、ひとつが消費税です。消費税は物品やサービスを買ったときにかかる税金です。たとえばお菓子を買うときにもかかります。したがって、子どもたちも納税しています。日本では一年間に約100兆円の税金が使われています。その内訳は、健康や生活を守るために約32兆円、国が借りているお金を返すために約22兆円、住んでいる町にお金を分けるために約15兆円発明や教育や化学技術の向上約6兆円、道路の整備に約7兆円、防衛対策に約5兆円、エネルギー対策に約1兆円、食料安定に約1兆円、その他の経費に約16兆円になります。この約100兆円は消費税だけでは集められません。他の税金の種類として働く人の所得税、住んでいる人の住民税、働いている会社の法人税、お酒を飲む人の酒税、たばこをすう人のたばこ税、ガソリンの揮発油税、自動車を持っている人の自動車税、外国から輸入するときの関税などがあり全部で70兆円になります。たりない30兆円については公債金つまり国の借金となっています。

日本は世界でも一番安全で安心な国です。でもそれを支えるには100兆円の費用が毎年かかることが分かりとてもおどろきました。

この先も同じように安全な国であるためにも税金はとても大切なものだと思いました。

私が将来働くようになったときは、所得税や住民税などきちんと納税義務を守り社会を作る一人になりたいです。

「コロナ渦の影響と納税」

吉川市立吉川中学校　三年一組　濱渕　天汰

今の時代では、不必要な外出や買い物を、自粛しなさいと政府は言ってきている。そのことが原因か買い物に行くことがへっている。買い物に行くことがへり買い物する日がへりそして支出する金が減少する。そのことが原因で、政府が貰う税金がへっていると思う。そのことを考え私は、コロナ渦の納税について、自分の意見を述べようと思う。

まずは消費税について述べようと思う。コロナ渦の影響で消費税を納めることが減少したと思う。前にもいったように、買い物に行く数が減り減少した。政府は恐らく消費税を上げるか、そのままにして様子を伺ってから決めるか、そのままにするかで頭を抱えてこんでいると思う。なぜかと思うと、内閣総理大臣などの政治家たちは、税金が給料である。その政治家たちは恐らく、自分たちの給料を下げないために消費税を上げようかと考えている。もう一点ある。税金はいろいろな所で使われている。その支金を減らさないようにするため消費税を上げようと考えている。逆にそのままの消費税で続づけたことを考えてみる。主婦たちには喜ばれると思う。しかし政治家たちには、苦いことだと思う。給料や支金が減少してしまう恐れがある。なので、今は様子を伺ってから決めるのが最善であると考える。またもう少し国民の声を聞いたり、国民に意見を聞いたりすることが大切である。これは、日本の問題である。ならば国民が意見を述べることが大切なのである。

次は大人たちが貰う給料である。この給料も税金の大事な入手手段となっている。パソコンを使った仕事などの人にはいつもと同じような給料が貰えると思う。しかし、作ったり、接客したりする人はどうだろうか。工場で働らく人などは、コロナ渦の影響で働けなくなったりして、給料が減っているのではないだろうか。飲食店で働く人も例外ではない。そのことが影響で給料からひく税金も減少しているのではないだろうか。工場や飲食店で働らく人の給料が減り、そこからあつめる税金の額が減少していると思う。これには政府もなにもできない。最悪な考えだが政府はそのことにも目をつけていないかもしれないと考えている。消費税のことだけを考えていてそれ以外の税金には、手もつけていないと思う。やはり税金を取る側なのならば、しっかり考えるべき問題である。自分たちの給料も大切だが、国民の給料も考えるべきである。

ここまで二つの税金に視野を広げて考えを述べてきた。やはり政府も国民もどちらのこと考えて意見を交わす場を作ることが大切である。コロナ渦の影響で税金を使ったり、税金を入手する額が減少している。私たちも政府の政治家たちにも、コロナ渦の納税につて考えて欲しいと思う。

事業報告

11月27日(金)　福利厚生連絡協議会(制度進捗状況)中村委員長挨拶

11月27日(金)　正副会長会議(賀詞交歓会他)中島会長挨拶

埼玉県知事許可（般-29）第36124号
クロス・カーテン・じゅうたん・ブラインド
特注家具・内外装工事・リフォーム工事全般
株式会社アート・インテリアタムラ
〒342-0005　埼玉県吉川市川藤 3978
TEL048-982-5000　FAX048-982-9000
https://www.aitamura.co.jp

ゴム製造販売
工業用ゴム製品
金属接着ゴム製品
医療用ゴム製品　等
株式会社 ツガル
まずはご連絡下さい
〒342-0043
埼玉県吉川市小松川 544-1
TEL 048-981-0602
FAX 048-981-0603
E-mail tugaru.st@ag.wakwak.com

ＬＰガス・各種ガス器具配管工事
㈲中村商店
吉川市八子新田399
TEL 982－5015㈹ FAX 982－5047

環境に調和した街づくり
総合建設
株式会社 西山建設
代表取締役　西山昌男
吉川市皿沼２－51
☎ 982－1472㈹
FAX 982－7294

飯島設計株式会社
IIJIMA ARCHITECT&ENGINEER CO.LTD
〒342-0056 埼玉県吉川市平沼１丁目６番地１２
TEL 048-981-0123㈹　FAX 048-983-2070
□設　計　部　TEL 048-981-3111
□工　事　部　TEL 048-981-3211
□資産管理部　TEL 048-983-1110
IIJIMA GROUP

読売新聞・スポーツ報知新聞
日本経済新聞
㈲染谷新聞店
栄町731－3東武車庫前　☎982-0146

中川眺む指定席

日本料理

吉川 福寿家

天保八年創業

埼玉県吉川市平沼51　℡048-982-0019　http://fukujuya.jp

時計・眼鏡・宝石・補聴器、専門店ならではのサービス＆ケア
〈時計修理3級技能士〉　〈SS級認定眼鏡士〉

ジュエリー・メガネ・ウォッチ

Yamazaki

（山崎時計店）

吉川市吉川1542-1　☎982-0217　FAX982-0214

OOMATSU GROUP

産業廃棄物中間処分業
産業廃棄物収集運搬業
廃棄物再生事業者登録 Ⅶ-23

リサイクルに貢献する

株式会社 オオマツ興業

本社/再生プラント 埼玉県吉川市小松川585-2
TEL 048-981-3820 FAX 048-981-6288
e-mail oomatu@mui.biglobe.ne.jp

創業400余年・老舗　味の店法事・慶事・ご宴会にどうぞ

〈名物〉なまず・うなぎ

おみやげ
うなぎ朴葉巻き　発売中
発送承ります

吉川市平沼173

料亭 糀家

TEL 048(982)0009

糀 家　検索

ご宴会・法事・会合にどうぞ

〈名物〉うなぎ　なまず

割 烹　ますや

吉川市平沼148

電話　048－982－0022

各種工業用ゴム金型設計製作

有限会社　伊藤機械

吉川市中野307-3
TEL 048-981-0024
FAX 048-981-0202

新和環境グループ
SHINWA KANKYO GROUP

目指すのは環境・経済・人の新たな調和

新和環境グループは環境・経済・人の新たな調和を実現するため、社会基盤を支える産業廃棄物処理事業に誠実に取り組みます。
またグループ会社との連携、研究開発にも力を入れ、再生可能エネルギー事業など新しい事業にも挑戦し続けていきます。

■お問い合わせ先（本社）
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田2-21-12
TEL 03-3208-5047　FAX 03-3208-5113

ホームページにて詳細をご覧いただけます。
https://shinwa-eco.com/

令和2年度「税を考える週間」11月11日～17日

毎年 11 月 11 日から 11 月 17 日まで「税を考える週間」として全国的に税についての行事が行われております。

越谷税務署管内の令和 2 年度「税を考える週間」の行事につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりましたが、11月16日(月)に越谷税務署主催による納税表彰受彰者に対する「表彰状贈呈式」が越谷税務署別館で挙行されました。

越谷法人会では次の方々が「国税庁長官表彰」、「関東信越国税局長表彰」、「越谷税務署長表彰」、「越谷法人会会長表彰」を受彰されました。

受彰者の皆様、まことにおめでとうございました。

納税表彰の受彰おめでとうございます

☆国税庁長官表彰
会長　中島　美三郎

☆関東信越国税局長表彰
副会長　宮田　博（三郷支部長）

☆越谷税務署長表彰
理事　小林　勝（越中支部副地区長）
理事　中村　謙治（越南支部副地区長）

☆越谷法人会会長表彰
常任理事　伊藤　健一（八潮支部地区長）
理事　小島　朗（松伏支部副地区長）

国税庁長官表彰・関東信越国税局長表彰・越谷税務署長表彰

(於)越谷税務署別館　令和2年11月16日(月)

中島 美三郎様：前列左4　宮田 博様：前列右4
小林 勝様：前列左2　中村 謙治様：前列左1

越谷法人会会長表彰

(於)越谷税務署別館　令和2年11月16日(月)

中島 美三郎様：前列右3　伊藤 健一様：前列右2
小島 朗様：前列右1

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。
想いをつないで50年。
これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で
会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
埼玉南支社/埼玉県川口市本町4-1-8
(川口センタービル5F)　TEL 048-224-9412

AIG AIG損害保険株式会社
埼玉支店/埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54
(富士火災大宮ビル)　TEL 048-641-4050

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!
法人会会員企業にお勤めの皆さまへ
ネット医療相談サービスのご案内

Aflac
本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。
記載のサービスは、2020年10月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

Medical Note　お問い合わせ　株式会社メディカルノート
support@medicalnote-qa.jp

□設立41年の実績とノウハウで労使トラブルから会社を守ります！
・経営者の立場で作成する「会社防衛型就業規則」！
・解雇の代行・立会いや管理職研修等、会社の要望に沿ったアフターフォローの実施！

□残業代の削減をご提案します！
・サービス残業による未払い残業代（1社当たりの平均約1,000万円）の解消！

□社会保険・労働保険（労災・雇用保険）の手続き・給与計算業務を代行致します！
・専門家にアウトソーシングで業務を効率化！
・頻繁に行われる法改正への対応！

中小企業の経営者を応援します！
社会保険労務士　大塚労務管理事務所
URL http://www.otuka-roumu.com
〒342-0055　埼玉県吉川市吉川 1-30-27 加崎ビル 3F
TEL 048－982－3300